

介護支援専門員の資格に係る研修について

介護支援専門員は、専門職として介護支援専門員証(以下「員証」と略す)の交付を受けて業務を行うことが定められています。この員証には、5年の有効期間があり、この有効期間を更新するためには、それぞれの実務経験に応じた更新のための研修を受講しなければなりません。

これは、介護支援専門員としての資質向上を図り、継続的な専門的知識及び技術向上の必要性から義務付けられたものです。

員証の交付を受けずに介護支援専門員としての業務を行った場合には、登録削除となります。

現在所持している員証の有効期間内に更新するために必要な研修

① 介護支援専門員として実務に従事している方又は員証の有効期間5年以内に介護支援専門員として実務に従事した経験がある方

- ・初回の更新時は、更新研修Ⅰ(専門研修課程Ⅰ相当)【57時間】及び更新研修Ⅱ(専門研修課程Ⅱ相当)【33時間】の受講が必要です。
- ・2回目以降の更新時は、更新研修Ⅱ(専門研修課程Ⅱ相当)のみの受講が必要となります。
- ・研修開始前に事前課題として担当する事例を提出いただきます。事前課題を提出できない場合は②を受講してください。

- * 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを受講することにより、更新研修Ⅰ・Ⅱの受講を免除されます。
- * 専門研修課程Ⅰ・Ⅱについては、介護支援専門員証の更新にかかわらず、ご自身の資質向上のために複数回受講することができます。
- * 初回の更新以降に再研修を受講して更新した場合、初回更新時と同じ研修の受講が必要です。

② 員証の有効期間5年以内に介護支援専門員として実務に従事したことが全くない方

- ・更新回数にかかわらず、更新研修(実務未経験者)【57時間】の受講が必要です。

注意！ 更新研修(実務経験者)【54時間】は令和5年度で廃止します

介護支援専門員としての専門的な知識の向上を図るため、更新研修(実務経験者)は令和5年度で廃止します。

実務経験がある場合は、原則、専門研修課程を受講してください。

また、員証の有効期間5年以内に介護支援専門員として実務に従事している(従事した経験がある)方で、上記①の研修を受講できなかった方は、更新研修(実務未経験者)を受講してください。

★ 詳細は、最終ページのフロー図を確認してください

有効期間の考え方

- ・介護支援専門員証の交付日(初回)から5年が有効期間となります。
- 現在、介護支援専門員として実務に従事している方については、必ず所定の研修を受講した上で、有効期間が満了するまでに員証の更新交付を受けてください。
- ※ ただし、主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員更新研修を受講した場合は、更新研修Ⅱ(専門研修課程Ⅱ相当)を修了したことになります。(詳細は、主任介護支援専門員研修修了時にお知らせします。)

員証の有効期間が切れた場合

再研修【57時間】を修了することで、再度、員証の交付を受け、介護支援専門員として実務に従事することができます。(有効期間が切れている間は、業務を行うことはできません。)

員証の更新交付申請等の手続き

更新のために必要な研修を受講後、有効期間満了の1か月前までに更新の手続きをしましょう。
更新交付申請等の手続きの詳細は、各研修修了時にお知らせします。

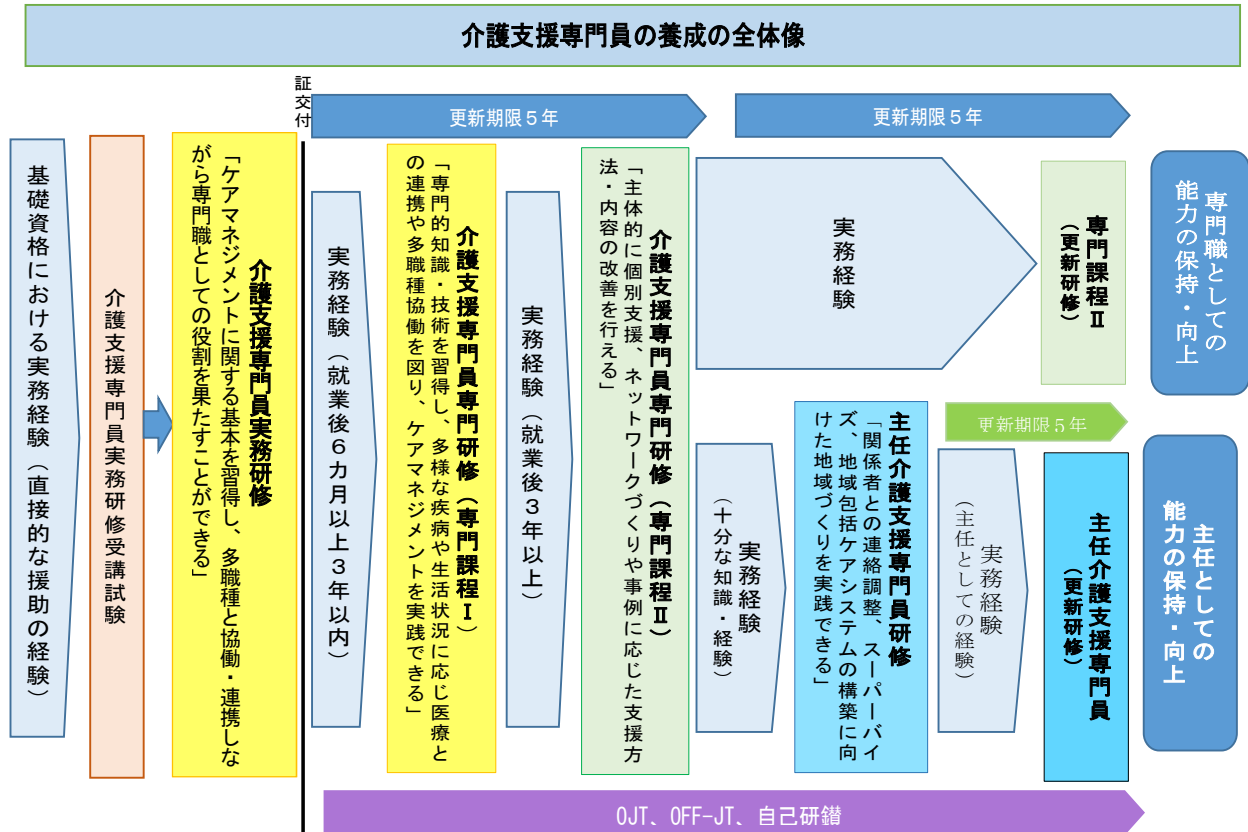
介護支援専門員の研修と対象者

| | 研修名 | 研修対象者 | 研修時間数 |
|----|--------------------|---|-------------|
| 1 | ① 実務研修 | 介護支援専門員実務研修受講試験合格者 | 91時間＋ 実習 |
| | ② 再研修 | 員証の有効期間が既に満了しているが、今後実務に就く予定の者 | 57時間 |
| | ③ 更新研修 (実務未経験者) | 員証の有効期間(5年)の間で実務経験がないが、今後、実務に就く予定の者 | 57時間 |
| 廃止 | 更新研修 (実務経験者) | 員証の有効期間(5年)の間で実務経験があるが、特別な理由により専門研修課程を受講することができない者で、今後実務に就く予定の者 | 54時間 |
| 2 | 専門研修課程Ⅰ | 原則として、現在実務に従事しており、 <u>就業後6か月以上の者</u> | 57時間 |
| | 更新研修Ⅰ (実務経験者) | 現在の員証の有効期間中に実務に従事している又は従事していた経験があり、 <u>員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者</u> | |
| 3 | 専門研修課程Ⅱ | 原則として、現在実務に従事しており、 <u>就業後3年以上の者で既に専門研修課程Ⅰを修了している者</u> | 33時間 |
| | 更新研修Ⅱ (実務経験者) | 現在の員証の有効期間中に実務に従事している又は従事していた経験があり、 <u>専門研修課程Ⅰ又は更新研修Ⅰ(実務経験者)を修了しており、員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者</u> | |
| 4 | 主任介護支援専門員研修 | ・介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有し、他の介護支援専門員に対する助言・指導などの適切な業務を行える者 ・ <u>専門研修課程Ⅰ及びⅡを修了している者</u> (要件の詳細は省略) | 70時間 |
| 5 | 主任介護支援専門員更新研修 | 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が <u>おおむね2年以内</u> に満了する主任介護支援専門員 (要件の詳細は省略) | 46時間 |

香川県における研修体系(日程等)は、香川県ホームページ「[ケアマネジャー支援情報](https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/caremane/kfvn.html)」
(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/caremane/kfvn.html>)に掲載します。

また、[同報メール](https://www.kaigo-asp.jp/kagawa/entry/)(<https://www.kaigo-asp.jp/kagawa/entry/>)にて研修情報を提供していますので、詳細はホームページで確認してください。

介護支援専門員の研修目標について



主任介護支援専門員の有効期間(5年)について

- ★平成28年度から主任介護支援専門員に**更新制度（5年ごと）**が導入されています。
- ☆平成28年度の主任介護支援専門員研修から**修了証明書に有効期間を明記**しています。
- 主任介護支援専門員の資格については、資格者証等は交付していません。

主任介護支援専門員の資格更新と介護支援専門員証の有効期間について

- **主任介護支援専門員の資格を喪失した場合**であって、主任介護支援専門員の資格が必要な場合は、**再度、主任介護支援専門員研修を受講する**必要があります。
- 主任介護支援専門員の有効期間が残っている状態でも、員証の有効期間が満了となった場合、その間の主任介護支援専門員の資格は無効となります。ただし、再研修を受講し、再び員証の交付を受ければ、主任介護支援専門員の残りの期間は有効となります。
- 主任介護支援専門員**更新研修を修了した者**は、介護支援専門員**専門研修課程Ⅱ**と同等の更新研修を修了したものとみなし、員証の更新手続きができます。このとき、**員証の有効期間は主任介護支援専門員の有効期間に揃える（残りの期間は放棄する）**ことが原則ですが、希望により員証の有効期間を揃えず5年延長することも認められています。